

週休 2 日制の経費補正における積算要領(森林整備保全事業)

1 適用範囲

森林整備保全事業(治山・林道工事、森林整備)を対象とする。

2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制の達成状況に応じ、下記のとおり計上する。なお、通期の週休 2 日及び交替制による通期の週休 2 日は、補正の対象としない。

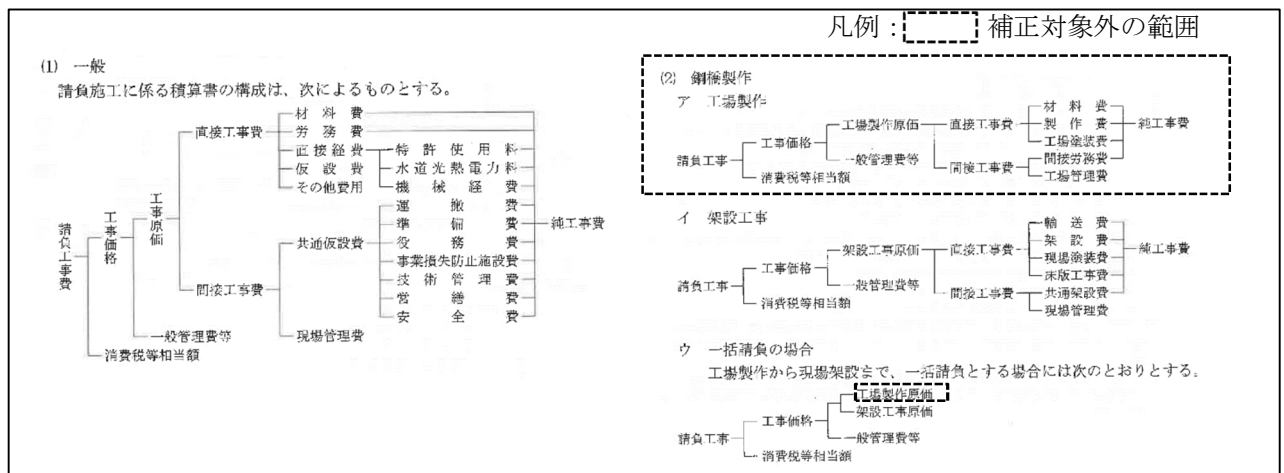
2.1 補正の対象

補正は労務単価、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施 工 パ ャ ケ ー ジ:積算地区単価における労務単価、土木工事標準単価について補正
土木工事標準単価:土木工事標準単価表に各達成状況に応じ2. 2. 3に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ①労務単価:工場製作、測量設計委託業務に関する労務単価は労務単価補正の対象外
- ②見積施工単価:労務単価が区分できない場合は労務単価補正の対象外
- ③工場製作等に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外



2.2 週休2日補正係数

2.2.1 労務単価、共通仮設費率、現場管理費率

①現場閉所による週休 2 日方式の場合

	補正係数	
	完全週休 2 日(土日)	月単位の週休 2 日
労務単価	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

②交替制による週休 2 日方式の場合

	補正係数	
	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務単価	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

2. 2. 2 市場単価

①現場閉所及び交替制による週休 2 日方式の場合

以下の表中、「完全週休 2 日」は、現場閉所方式では完全週休 2 日(土日)を、交替制方式では交替制による完全週休 2 日をいう。また、「月単位の週休 2 日」は、それぞれの方式による月単位の週休 2 日をいう。

名 称	区 分	補正係数	
		完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

2. 2. 3 土木工事標準単価

①現場閉所及び交替制による週休2日方式の場合

以下の表中、「完全週休2日」は、現場閉所方式では完全週休2日(土日)を、交替制方式では交替制による完全週休2日をいう。また、「月単位の週休2日」は、それぞれの方式による月単位の週休2日をいう。

名 称	区 分	補正係数	
		完全週休2日	月単位の週休2日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02

2. 3 補正方法等

2. 3. 1 補正方法

(1) 労務単価、市場単価、土木工事標準単価の補正について

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)(令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知)」に準ずる。

(2) 諸経費率(共通仮設費率、現場管理費率)の補正について

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)(令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知)」に準ずる。

2. 3. 2 端数処理

(1) 労務単価、市場単価、土木工事標準単価の端数処理について

1) 労務単価について

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)(令和元年6月20日付け元林整計第65号林野庁森林整備部計画課長通知)」に準ずる。

2) 市場単価について

週休2日補正係数を乗じた後、1円単位(1円未満切り捨て)とする。

3) 土木工事標準単価について

週休2日補正係数を乗じた後、1円単位(1円未満切り捨て)とする。

(2)諸経費率(共通仮設費率、現場管理費率)の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休 2 日補正計上時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 4 補正適用時期

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)(令和元年6月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知)」に準ずる。

3 適用

この要領は、単価適用年月日が平成 30 年 10 月 1 日以降の週休2日制対象工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 10 月1日から施行する。